

資料 1

厚生労働省発生食 0803 第 5 号  
平成 29 年 8 月 3 日

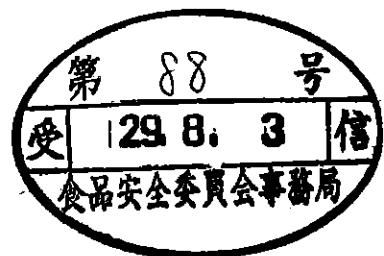
食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品安全委員会  
食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、  
下記事項に関する同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、  
貴委員会の意見を求める。貴委員会の意見を求める。

記

英國から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉並びに内臓について、輸入条件  
を設定すること。具体的に意見を求める内容は別紙のとおり。



## 1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 現在、英國の牛、めん羊及び山羊の肉並びに内臓（以下「牛肉等」という。）については、BSE（牛海綿状脳症）対策として輸入禁止措置を講じている。
- (2) 今般、世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえ、BSE対策に関する管理措置の見直しを行ってきており、英國より、英國の牛肉等について、見直しに必要な資料の提出等がなされた。
- (3) 飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた管理措置の見直しを検討するためには、これらの安全性に関する評価が必要であることから、諮問を行うもの。
- (4) 諮問に際して、飼料規制やサーベイランス、SRM（特定危険部位）の除去、と畜場でのBSEスクリーニング検査等、我が国と同様のBSE対策を実施してきた欧州連合が近年、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っており、こうした欧州連合におけるリスク評価の結果や管理措置の見直しの内容も考慮している点を承知いただきたい。
- (5) なお、OIE（国際獣疫事務局）基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、当該措置の科学的な正当性を明確化する必要がある。

## 2 具体的な諮問内容

- (1) 牛の肉及び内臓について

### ①月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合のリスクを比較。

### ②SRMの範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

（注）脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

- ③上記①及び②の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記①）を引き上げた場合のリスクを評価。

- (2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について

現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

## 3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成29年8月4日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 29年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了 うち 29年度分		意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	268	1	0	268	262	7	0	6
栄養成分添加物	1		0	1	1		0	0
農薬	1,140	19	0	1,140	904	20	3	233
うちポジティブリスト関係	518	1	0	518	349	3	0	169
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 <sup>注6)</sup>	57		0	57	33	1	0	24
動物用医薬品	573	16	0	573	537	15	0	36
うちポジティブリスト関係	120	1	0	120	96	2	0	24
汚染物質等	65		3	68	65	4	0	3
うち清涼飲料水	52		0	52	50	4	0	2
器具・容器包装	16		0	16	13		0	3
微生物・ウイルス	15	1	2	17	16		0	1
プリオൺ	58	2	16	74	55	1	0	19
かび毒・自然毒等	8		3	11	11		0	1
遺伝子組換え食品等	266	4	0	266	256	10	2	8
新開発食品	84	1	1	85	86	1	0	1
肥料・飼料等	230	3	0	230	177	2	0	53
うちポジティブリスト関係	121	1	0	121	79	1	0	42
薬剤耐性菌 <sup>注7)</sup>	11	1	0	11	9	1	1	1
肥飼料・微生物合同 <sup>注8)</sup>	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,740	48	26	2,766	2,397	61	6	366

(注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。

8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成29年8月4日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(9)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリソル)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)※	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライバー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラッカー5G)、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))※	3
17/ 8/15	厚	添加物 アルミニノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム	5
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆、スルファメトキサゾール☆、セファピリン☆、トリメトプリム☆	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆	2
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシン☆、スルファモメトキシン☆	3
19/ 5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシン☆	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、ブロディファコウム☆	4
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トビシリン	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆凹、ピランテル☆	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 フラザスルフロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサリリン☆凹	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆凹、β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステル☆凹、β-カロテン☆凹、クエン酸☆凹、酒石酸☆凹、トウガラシ色素☆凹、トコフェロール☆凹、乳酸☆<農薬用途もあり>凹、マリーゴールド色素☆凹、メナジオン☆凹、レチノール☆凹	11
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/ 3/18	一	アルミニウム◎	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆凹	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 ベンタゾン☆<飼>	1
22/ 8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆	3
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタスズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス<飼>☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部<飼>>	2
23/ 1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■<一部☆>、ペンコナゾール☆	3
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆凹、セフロキシム☆凹	2
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆	4
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆	1
23/ 4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、2,4-DB☆クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆	13

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホップメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	12
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬 エチオソ☆、カルボフラン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/ 5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/ 7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆	5
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/ 8/21	厚	農薬 トルクロホスマチル☆、フライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/ 8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/ 9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/ 9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/ 9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスマチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスマチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 1/30	厚	動物用医薬品 ベタメタゾン☆	2
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスマチル☆、フルシリネート☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスマチル☆	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/ 6/10	農	農薬 $\gamma$ -BHC☆、ジメエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/ 6/12	厚	農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆	11

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC■<一部☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅■<一部☆>、イマザモ ックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニュロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジビドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン凹	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆凹	1
26/ 2/ 3	厚	農薬 オキスピコナゾールフマル酸塩☆	1
26/ 2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド產生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料) ■	1
26/ 3/25	厚	農薬 MCPB■<一部☆>	2
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆	2
26/ 3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品) ■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (飼料) ■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン■<一部☆>	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
28/10/12	農	薬剤耐性菌 ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ザクトラン メリアル) ■	1
28/12/14	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	9
28/12/14	厚	農薬 シアゾファミド■	1
28/12/26	農	遺伝子組換え食品等 絹糸抽出期における高雄穗バイオマストウモロコシMON8 7403系統(飼料) ■	1
29/ 1/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 絹糸抽出期における高雄穗バイオマストウモロコシMON8 7403系統(食品) ■	1
29/ 1/25	厚	農薬 ジベレリン■	1
29/ 1/25	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン■	1
29/ 2/15	厚	農薬 トリフルメゾピリム■	1
29/ 2/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシM ZHG0JG系統(飼料) ■	1
29/ 3/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M) ■	1
29/ 3/15	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロベン■、シアノホス(CYAP)■<一部☆>、ピフルブミド ■、フルキサメタミド■、メタラキシル及びメフェノキサム■	6
29/ 3/15	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン■	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
29/ 3/21	厚	添加物 硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム	2
29/ 4/12	厚	微生物・ウイルス 豆腐の規格基準の改正	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆、	1
29/ 4/20	厚	遺伝子組換え食品等 RFESCO2株を利用して生産されたリボフラビン■	1
29/ 5/24	厚	農薬 クロルメコート■、フルオピコリド■	2
29/ 5/24	厚	農薬及び動物用医薬品 スピノサド■、ダイアジノン■	2
29/ 5/24	厚	動物用医薬品 [モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン☆	1
29/ 5/30	厚	遺伝子組換え食品等 OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスマターゼ■	1
29/ 6/13	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	1
29/ 6/15	厚	対象外物質 亜鉛☆、カプリリン酸グリセリル、グリセリンクエン酸脂肪酸エステル	3
29/ 6/15	厚	農薬 アミスルブロム■、クロルピクリン■、ジメテナミド■	3
29/ 6/22	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	12
29/ 7/ 6	厚	遺伝子組換え食品等 CPR株を利用して生産されたL-シトルリン■	1
29/ 7/10	消	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
29/ 7/21	厚	対象外物質 ビール酵母抽出グルカン■	1
29/ 7/21	厚	農薬 クロルピリホス■、クロロタロニル■、ビシクロピロン■、フェンピロキシメート■	4
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

▣印は、肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

▨印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
29/ 5/17～29/ 6/15	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン■ ★ 1	
29/ 6/ 7～29/ 7/ 6	遺伝子組換え食品等 RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン■、Glu 2 -No.9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■ ★	
29/ 6/28～29/ 7/27	遺伝子組換え食品等 ARG-No.4を利用して生産されたL-アルギニン■ ★ 1	
29/ 6/28～29/ 7/27	薬剤耐性菌 酒石酸タイシロンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加 1 剤並びに蜜蜂の飼料添加剤(タイラン水溶液) ※■ ★	
29/ 7/ 5～29/ 8/ 4	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート■ 1	
29/ 7/26～29/ 8/24	遺伝子組換え食品等 PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC■ 1	
29/ 8/ 2～29/ 8/31	対象外物質 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン■ 1	
29/ 8/ 2～29/ 8/31	かび毒 フモニシン◎	

注1:★の案件についての意見募集は終了している。

注2:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

○印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

**III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成29年度)**

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
29/ 4/18	厚	添加物 過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1、1-ジホスホン酸、オクタン酸、冰酢酸、過酸化水素	6
29/ 4/18	厚	農薬 クロラントラニリプロール■、フルチアニル■	2
29/ 4/18	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分※	9
29/ 4/25	厚	農薬 エトフェンプロックス■	1
29/ 4/25	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	4
29/ 5/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■、NZYM-BE株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■	2
29/ 5/16	厚 農	農薬 2,4-D■(一部☆)	3
29/ 5/16	農	動物用医薬品 プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)の再審査■	1
29/ 5/23	厚	農薬 アミノシクロピラクロル■、カズサホス■、メタフルミジン■	3
29/ 5/23	農	遺伝子組換え食品等 TRP-No.2株を利用して生産されたL-トリプトファン■	1
29/ 5/30	厚	農薬 DCIP■、プロシミドン■、ホセチル■	3
29/ 5/30	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド產生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-100E12-8)(食品)■	1
29/ 5/30	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド產生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-100E12-8)(飼料)■	1
29/ 6/ 6	厚	添加物 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について	1
29/ 6/13	厚	農薬 レピメクチン■	1
29/ 6/13	農	動物用医薬品 アミトラズを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(アピバール)の再審査■、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)の再審査■、シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%)の再審査■	3
29/ 6/20	農	飼料添加物 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正について	1
29/ 6/27	消	特定保健用食品 ガセリ菌SP株ヨーグルト※■	1
29/ 7/ 7	厚	農薬及び添加物 フルジオキソニル■、プロピコナゾール■	2
29/ 7/ 7	厚	農薬 ジクロルプロップ☆、デスマディファム☆、フェンブコナゾール■	3
29/ 7/ 7	農	プリオン 牛由来のゼラチン及びコラーゲンの肥料利用に関する規制の見直し※	1
29/ 7/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 JPAo001株を利用して生産されたリパーゼ■、除草剤グリホサート及びグルホシネット耐性トウモロコシMZHG0JG系統(食品)■	2
29/ 7/ 7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びグルホシネット耐性トウモロコシMZHG0JG系統(食品)■	1
29/ 7/11	農	肥料・飼料 普通肥料の公定規格の改正について	1
29/ 7/18	厚	農薬 シアントラニリプロール■、フルベンジアミド■	2
29/ 7/18	農	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
29/ 7/25	厚	遺伝子組換え食品等 RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン■、Glu-No.92株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■	2
29/ 7/25	農	薬剤耐性菌 ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ザクトラン メリアル)■	1
29/ 8/ 8	厚	動物用医薬品 ジシクラニル☆、デキサメタゾン☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

#### IV その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針